



平成24年(ワ)第3671号, 平成25年(ワ)第3946号, 平成27年(ワ)第287号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本修三 外2690名

被告 関西電力株式会社 外1名

証 拠 説 明 書

平成28年3月8日

京都地方裁判所第6民事部 御中

被告訴訟代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



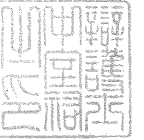
弁護士 今 城 智 徳



弁護士 山 内 喜 明



弁護士 中 室 祐



号証	標 目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立 証 趣 旨	
丙 55	関西電力 高浜発電所 設置変更に関する審査 ご質問への回答	写し	H27. 3. 24	原子力規制委員会	原子力規制委員会が、田中俊一原子力規制委員会委員長の「安全だということは私は申し上げます」との発言は、「絶対に安全というようなことではないという趣旨」である旨説明していること
丙 56	平成7年兵庫県南部地震を踏まえた原子力施設耐震安全検討会報告書	写し	H7. 9	原子力安全委員会	兵庫県南部地震は既知の活断層が密集する六甲-淡路断層帯に沿って発生したものであり(24頁)、地震発生前から確認されていた震源断層の長さ(約55km)をもとに地震の規模を評価したところ、実際の規模(マグニチュード7.3)を上回る、マグニチュード7.7が想定される(17頁)と確認されていること
丙 57	地震の基礎知識とその観測(抜粋)	写し	H13. 6 (H27. 7 最終改訂)	独立行政法人 防災科学技術 研究所理事長 岡田義光	内陸地殻内地震は、過去に断層の破壊が生じたのと同じ箇所でも繰り返すという特徴を有していること
丙 58	高浜発電所・大飯発電所 震源を特定せず策定する地震動について コメント回答(抜粋)	写し	H26. 1. 24	被告関西電力 株式会社	本件発電所敷地周辺について、活断層が繰り返し活動していることが確認されており、震源断層が地表地震断層として地表に現れている地域であること
丙 59	大飯発電所 地盤(敷地周辺、敷地近傍の地質・地質構造)について	写し	H27. 3. 13	被告関西電力 株式会社	被告関西電力株式会社の詳細な活断層調査の結果、上林川断層の延伸は認められないこと

丙 60	大飯発電所，高浜発電所 F O - A ~ F O - B 断層と熊川断層の連動に関する調査結果 コメント回答（抜粋）	写し	H25. 11. 1	被告関西電力株式会社	海域について，一般に，露岩域は海上音波探査による断層評価が困難であること
丙 61	決定	写し	H27. 12. 24	福井地方裁判所	福井地方裁判所平成 2 7 年（モ）第 3 8 号保全異議申立事件に対する決定の内容 （なお，上記決定のうち，当事者目録部分（226～228頁）は除いている。）